

国住指第3710号

平成20年12月15日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

東芝エレベータ(株)製 間接油圧式エレベーターの緊急点検について

平成20年12月8日(月)に京都市左京区の共同住宅において、東芝エレベータ(株)製間接油圧式エレベーターで扉が開いたままかごが下降し、利用者が腰部を挟まれ骨盤を骨折するという事故が起きたことは誠に遺憾である。

今回の事故の原因は調査中であるが、今般、東芝エレベータ(株)製の事故機と同型のエレベーターについて緊急点検を実施することとしたので、下記により建築物の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対して必要な措置を講じられたい。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

1. 対象となるエレベーターの特定

特定行政庁は次の方法等により対象となるエレベーターを特定すること。

- (1) 別に送付するリスト
- (2) 法第12条第3項に基づく定期検査報告書の確認
- (3) 国、特定行政庁等の建築物については計画通知等の確認

2. 点検等の依頼

特定行政庁は、建築基準法第12条第5項に基づき、当該エレベーターの所有者等に対し、同法第12条第3項の検査又は同条第4項の点検に準じた点検を行い、特定行政庁に報告するよう求めること。この際、間接油圧式エレベーターの運行制御を行っている制御盤、油圧ユニット等が正常に作動しているか等について慎重に確認するよう求めること。

また、当該エレベーターに問題があった場合、直ちに改善指導すること。

3. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、点検の実施状況について、貴管内の特定行政庁への報告状況を取りまとめ、平成21年1月30日（金）までに、別紙様式により当職まで報告すること。

東芝エレベーター(株)製間接油圧式エレベーターの緊急点検状況

	緊急点検対象台数	撤去済み台数	緊急点検の状況				
			報告台数			点検中の台数	
			報告結果				
			問題ないものの台数	問題があるものの台数	うち改善済台数		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							
計							